

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業許可番号	元請・下請 の区分
安藤ハザマ・菅原・中井特定 建設工事共同企業体	水戸市宮町 1－7－33	6-060011	元請
株式会社安藤・間	東京都港区東新橋 1－9－1	1-020330	元請
菅原建設株式会社	水戸市六反田町 1213－1	1-002386	元請
株式会社中井工務店	高萩市高萩 349－1	2-016943	元請
木部建設株式会社	東京都武蔵野市御殿山 1－6－10	1-006794	下請

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者、「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間

令和 8 年 9 月 2 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 2 0 日 （4 か月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

安藤ハザマ・菅原・中井特定建設工事共同企業体が施工する、高萩工事事務所発注の 06 県単道改第 06-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称)大久保町第 2 トンネル。以下「本件工事」という。）のトンネル掘削中の工事現場において、令和 8 年 3 月 19 日、安全管理の不適切により、車両（10t ダンプ）の後退に巻き込まれた 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こした。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 1 第 7 号イに該当する。

なお、当該措置業者は本件工事において、令和 7 年 9 月 10 日にも 1 次下請け作業員 1 名が死亡する事故を起こしており、同一の工事で 2 度の死亡事故を起こし、重大な結果を生じさせたものと認められるため、同要領第 4 条第 4 項を適用して、指名停止の期間を 4 か月としている。

<指名停止等措置要領>

措 置 要 件	期 間
(指名停止) 第 2 条 知事は、有資格業者が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、あらかじめ茨城県建設工事請負業者等資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。	
(指名停止の期間の特例) 第 4 条 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため、別表各号（別表第 1 第 9 号を除く。）	

及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間は当該長期の2倍まで延長することができる。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 <u>イ 工事等の関係者に死亡者を生じさせたとき</u>	<u>当該認定をした日から</u> <u>2か月</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)